

# 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例

昭和37年4月1日

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 墓地の管理(第5条—第25条)
- 第3章 雑則(第26条—第36条)

付則

第1章 総則

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市墓園(以下「墓園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における墓地の公園化を図るため、墓園を設置する。

(平22条例56・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 墓園の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
尼崎市弥生ヶ丘墓園	尼崎市弥生ヶ丘町
尼崎市西難波墓園	尼崎市西難波町2丁目

(昭41条例22・昭56条例36・平22条例56・一部改正)

(施設の設置)

第4条 墓園には、墓地その他必要な施設を設けるものとする。

(平22条例56・一部改正)

第2章 墓地の管理

(平22条例56・改称)

(墓地の使用者資格)

第5条 墓地を使用することができる者は、本市に住所を有し、かつ、祖先の祭祀をつかさどるべき者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(平22条例56・一部改正)

(墓地の使用許可)

第6条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、墓地の管理上必要な限度において、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(平22条例56・一部改正)

(1区画当たりの面積)

第7条 墓地の1区画当たりの面積は、10平方メートルを超えない範囲において市長が定める。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、10平方メートルを超えて面積を定めることができる。

(平22条例56・全改)

(墓地の使用者の公募)

第8条 市長は、墓地を使用させようとする場合は、規則で定めるところにより、墓地の使用者を公募するものとする。

(平22条例56・全改)

(使用の申込み)

第9条 第5条に規定する使用者資格を有する者のうち墓地の使用を希望する者は、規則で定めるところにより、墓地の使用の申込み(以下「使用申込み」という。)をしなければならない。

らない。

- 2 使用申込みは、公募の都度、1世帯(既に使用許可(第18条第2項の許可を含む。)を受けている者の属する世帯を除く。)につき1区画に限り行うことができる。

(平22条例56・全改)

(使用予定者)

第10条 市長は、第8条の規定により公募した場合において、一の区画において使用申込みをした者が1人であるときは、その者を墓地の使用予定者(以下「使用予定者」という。)に決定し、一の区画において使用申込みをした者が2人以上であるときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により使用予定者を決定したときは、速やかに、その旨を当該使用予定者に通知するものとする。

(平22条例56・全改)

(使用補欠者)

第11条 市長は、前条第1項の規定により使用予定者を決定する場合は、墓地の区画ごとに順位を定めて、必要と認める数の使用補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、使用予定者が第13条第1号又は第2号のいずれかに該当するときその他規則で定める場合においては、第4項に規定する使用補欠者としての有効期間内に、前項の順位に従い、当該使用補欠者のうちから使用予定者を決定することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により使用補欠者を使用予定者に決定した場合について準用する。
- 4 使用補欠者としての有効期間は、前条第2項の規定による通知をした日から1年を経過する日までとする。

(昭42条例9・昭52条例14・昭56条例36・昭61条例41・昭63条例33・平6条例16・平13条例19・一部改正、平22条例56・全改)

(使用手続等)

第12条 第10条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた使用予定者は、当該通知をした日から規則で定める日数を経過する日(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日。以下「手続期限」という。)までに、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 使用許可申請書その他規則で定める書類を提出すること。
  - (2) 第14条第2項から第5項までの規定により算定された額の当初使用料を市長が定める方法により納付すること。
- 2 使用予定者は、次項の規定による使用許可を受ける際、第15条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する第14条第5項の規定により算定された額の年間使用料のうち当該使用許可の属する年度分のものを納付しなければならない。
  - 3 市長は、使用予定者が第1項各号に掲げる手続及び前項の規定による年間使用料の納付を完了したときは、当該使用予定者に対し、市長が指定する区画について使用許可を行い、使用許可証を交付するものとする。
  - 4 前項の規定による使用許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)は、当該使用許可を受けた日(以下「使用許可日」という。)から1年を経過する日(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める日)までに、当該使用許可を受けた墓地の区画において、その使用のための設備を設け、焼骨又は遺品を埋蔵しなければならない。

(平22条例56・全改)

(使用の不許可)

第13条 市長は、使用予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を行わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けようとしたとき。
- (2) 手続期限までに前条第1項各号に掲げる手続を完了しないとき。
- (3) 前条第2項の規定による年間使用料の納付を完了しないとき。

(平22条例56・追加)

(当初使用料)

第14条 使用予定者は、当初使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の当初使用料(以下「当初使用料」という。)の額は、別表の左欄に掲げる墓地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に使用予定者が使用許可を受けようとする墓地の区画の面積の平方メートルの数値を乗じて得た額とする。
- 3 市長は、墓地の区画の位置により特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の規定により算定された額について、当該額の5分の1の範囲内で増額することができる。
- 4 第5条ただし書の規定により本市に住所を有しない者が墓地を使用する場合の当初使用料の額は、前2項の規定により算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 当初使用料の額の端数計算について必要な事項は、規則で定める。

(平22条例56・追加)

(年間使用料)

第15条 尼崎市弥生ヶ丘墓園の墓地の使用予定者及び許可使用者は、使用予定者にあつては使用許可日から当該使用許可日の属する年度の末日までの期間について、許可使用者にあつては当該使用許可日の属する年度の翌年度の4月1日から次に掲げる日(以下これらの日を「返還日等」という。)までの期間について毎年度、1,500円の範囲内で規則で定める額に使用許可を受けた墓地の区画の面積の平方メートルの数値を乗じて得た額の使用料(以下「年間使用料」という。)を納付しなければならない。

(1) 第21条第1項の規定により墓地を返還する場合は、使用する墓地(以下「使用墓地」という。)を返還した日又は使用墓地を返還しようとする日として第19条の規定により市長に届け出た日のいずれか遅い日

(2) 第22条第1項の規定により使用許可が取り消された場合は、その取消しの日

- 2 使用許可日又は返還日等が年度の中途である場合の当該年度分の年間使用料の額は、月割りにより計算する。この場合において、使用許可日が月の中途であるときはその日を当該月の1日と、返還日等が月の中途であるときはその日を当該月の末日とみなす。
- 3 前条第5項の規定は、年間使用料について準用する。
- 4 許可使用者は、毎年度、規則で定める日までに、その年度分の年間使用料を市長が定める方法により納付しなければならない。

(平22条例56・追加)

(目的外使用の禁止等)

第16条 墓地は、焼骨又は遺品を埋蔵する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、碑石等の建設又は墳墓の祭祀（し）を行う場合の使用については、この限りでない。

- 2 墓地を使用する者は、碑石等を除くほか、建物その他の物件を墓地に設置してはならない。
- 3 碑石等は、1区画につき1基とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 4 碑石等の設置の基準は、規則で定める。

(平22条例56・追加)

(転貸等の禁止)

第17条 許可使用者は、次条第1項の規定による承継を除くほか、使用墓地を他の者に貸し、又はその使用する権利(以下「使用権」という。)を他の者に譲渡してはならない。

(平22条例56・追加)

(使用権の承継等)

第18条 許可使用者の死亡その他の理由により当該許可使用者に代わり祖先の祭祀（し）をつかさどるべき者となった者は、当該許可使用者の墓地の使用権を承継することができる。ただし、当該許可使用者が年間使用料その他の金員を滞納していた場合において、次項の許可を受ける時までにその滞納金が納付されていないときは、この限りでない。

2 前項の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、あらかじめ市長に申し出て、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可をしたときは、承継許可証を交付するものとする。

4 第2項の許可を受けた者は、第1項の理由が生じた日から許可使用者であったものとみなす。この場合において、第12条第4項並びに第22条第1項(同項第4号に該当する場合に限る。)及び第2項の規定は、適用しない。

(平22条例56・追加)

(届出)

第19条 許可使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨(第3号の場合は、第21条第1項の規定により使用墓地を返還しようとする日を含む。)を市長に届け出なければならない。

(1) 使用墓地に焼骨又は遺品を埋蔵しようとするとき。

(2) 許可使用者の本籍、氏名又は住所に変更があったとき。

(3) 使用墓地を使用する必要がなくなったとき。

(4) その他規則で定める場合

(平22条例56・追加)

(使用許可証等の再交付等)

第20条 許可使用者は、第12条第3項の使用許可証又は第18条第3項の承継許可証(以下「使用許可証等」という。)を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該使用許可証等の再交付又は書換えを受けなければならない。

2 許可使用者は、前項の規定により使用許可証等の再交付又は書換えを受けようとするときは、1通につき250円の手数料(以下「手数料」という。)を納付しなければならない。

(昭52条例14・昭53条例9・平5条例22・一部改正、平22条例56・旧第13条繰下・一部改正)

(使用墓地の返還等)

第21条 許可使用者は、第19条第3号に該当する場合は、規則で定めるところにより、速やかに、同号の使用墓地を、自己の負担において原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 許可使用者は、前項の規定による使用墓地の返還の際、保有していた使用許可証等を市長に返還しなければならない。

(平22条例56・旧第14条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第22条 市長は、許可使用者が次の各号のいずれかに該当するときは(第4号に該当する場合は、次項の期限を経過しても同項の規定による催告に応じないとき)は、その使用許可を取り消し、当該使用許可に係る墓地の明渡しを請求することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可その他のこの条例の規定による許可を受けたとき。

(2) 使用許可を受けた目的に違反して墓地を使用したとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 第12条第4項の規定に違反したとき。

(5) 年間使用料を通算して5年分以上滞納したとき。

(6) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分違反したとき。

2 市長は、前項第4号の規定により使用許可を取り消そうとするときは、その許可使用者に対し、あらかじめ、期限を指定して、当該使用許可を受けていた墓地の区画においてその使用のための設備を設け、焼骨又は遺品を埋蔵するよう催告するものとする。

3 第1項の規定による使用許可の取消し及び墓地の明渡しの請求を受けた者は、速やかに、当該墓地を、自己の負担において原状に回復して明け渡さなければならない。この場合において、当該取消し及び当該請求を受けた者は、市長に対し、これらによって生じた損

害の賠償の請求その他の請求をすることができない。

- 4 前条第2項の規定は、前項の規定により墓地を明け渡す者について準用する。この場合において、同条第2項中「使用墓地の返還」とあるのは、「墓地の明渡し」と読み替えるものとする。

(平22条例56・全改・旧第16条線下)

(改葬等の命令)

第23条 市長は、墓園の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、許可使用者に対し、その墓地の墳墓に埋葬された焼骨の改葬又は当該墳墓その他の物件の移転(以下この条において「改葬等」という。)を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により改葬等を命じようとするときは、あらかじめ、同項の許可使用者にその旨を、使用すべき他の墓地の区画で市長が指定するものと併せて通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による命令の際、必要があると認めるときは、同項の許可使用者に補償金を交付することができる。

- 4 市長は、改葬等により難い事情があると認めるときは、許可使用者に対し、使用墓地を返還させることができる。

(平22条例56・旧第17条線下・一部改正)

(使用権の消滅等)

第24条 市長は、次のいずれかに該当するときは、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。)第3条第2号に規定する手続を行うことができる。

(1) 許可使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても、第18条第2項の規定による承継の申出がないとき。

(2) 許可使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

- 2 墓地の使用権は、市長が、前項の手続を行った後、その墓地について省令第2条第1項の規定による改葬の許可の申請(省令第3条の規定による書類の添付を伴う申請に限る。)を行った場合において、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条に規定する改葬の許可(以下「改葬許可」という。)を受けた時に消滅する。

3 市長は、改葬許可を受けたときは、速やかに、一定の場所に、その墓地の墳墓に埋葬された焼骨を改葬し、又は当該墳墓その他の物件を移転するものとする。

(平22条例56・全改・旧第18条線下)

(当初使用料等の減免等)

第25条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、当初使用料、年間使用料及び手数料(以下「当初使用料等」という。)を減免することができる。

- 2 既納の当初使用料等は、還付しない。ただし、当該当初使用料等のうち当初使用料及び年間使用料に限り、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平22条例56・追加)

### 第3章 雑則

(名誉地域)

第26条 市長は、永久に崇敬すべき功績又は特に記念すべき顕著な事績のあつた者の埋蔵又は記念碑等の建設のため、墓園内に特に区域を定め、市議会の議決を経て名誉地域を指定することができる。

- 2 前項の名誉地域の1箇所面積は、50平方メートル以下とする。

3 第1項の名誉地域については、当初使用料その他の金員は、徴収しない。

(平22条例56・旧第20条線下・一部改正)

(行為の禁止)

第27条 墓園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる行為に限り、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

(2) 展示会、集会その他これらに類する行為をすること。

- (3) 墓園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) はり紙若しくは立札をし、又は広告及びこれらに類するものを表示すること。
- (7) その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(平22条例56・旧第22条繰下・一部改正)

(墓園の管理)

第28条 墓園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平21条例1・追加、平22条例56・旧第23条繰下)

(指定管理者の指定の申請)

第29条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平21条例1・追加、平22条例56・旧第24条繰下)

(指定管理者の選定)

第30条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、墓園の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 墓園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 墓園の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、墓園の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第31条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平21条例1・追加、平22条例56・旧第25条繰下)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第32条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 墓地の使用許可その他墓地の使用に関すること。
- (2) 当初使用料等の収納に関すること。
- (3) 墓地の使用権の承継の許可その他墓地の使用権に関すること。
- (4) 第24条第3項の規定による改葬又は移転に関すること。
- (5) 墓園の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める業務

(平21条例1・追加、平22条例56・旧第26条繰下・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第33条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、墓園の管理を行わなければならない。

(平21条例1・追加、平22条例56・旧第27条繰下)

(過料)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、2,000円以下の過料を科する。

- (1) 使用許可を受けずに墓地を使用した者
- (2) 第16条第1項の規定に違反して墓地を使用した者

- (3) 第16条第2項の規定に違反して建物その他の物件を墓地に設置した者
- (4) 第17条の規定に違反して使用墓地を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡した者
- (5) 第27条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

2 偽りその他の不正の手段により当初使用料、年間使用料又は手数料の全部又は一部の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(平21条例1・旧第23条繰下・一部改正、平22条例56・旧第28条繰下・一部改正)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

(平21条例1・旧第24条繰下・一部改正、平22条例56・旧第29条繰下)

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、墓園の管理について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例1・旧第25条繰下・一部改正、平22条例56・旧第30条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

(尼崎市墓地使用条例等の廃止)

2 尼崎市墓地使用条例(昭和11年尼崎市条例第3号)及び尼崎市弥生ヶ丘墓園使用条例(昭和30年尼崎市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者は、この条例によつて許可を受けた者とみなす。

4 この条例施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者で第16条第4号又は第18条第1項各号の規定に該当するものについては、これらの規定に掲げる期間の計算は、この条例施行の日から起算する。

5 この条例による廃止前の尼崎市墓地使用条例若しくは尼崎市弥生ヶ丘墓園使用条例の規定に基づいて徴収すべきであった使用料、管理料又は手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和41年6月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年3月23日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者に係るこの条例による改正後の尼崎市墓園条例第11条の規定の適用について必要な経過措置は、規則で定める。

3 この条例による改正前の尼崎市墓園条例の規定に基づいて徴収すべき管理料については、なお従前の例による。

付 則(昭和52年3月31日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市墓園条例の規定に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった使用料、管理料及び手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和53年2月20日条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年10月1日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の表に係る改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の尼崎市墓園条例の規定に基づいて徴収した使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和61年10月1日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の尼崎市墓園条例の規定に基づいて徴収した使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和63年12月26日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の尼崎市墓園条例の規定に基づいて徴収した使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成5年3月31日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市墓園条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成6年7月12日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成21年1月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の次に5条を加える改正規定(第24条及び第25条に係る部分を除く。)は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年10月13日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市墓園条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項に規定する許可(以下「旧使用許可」という。)又は改正前の条例第12条第2項に規定する許可(改正前の条例第18条第4項の規定による使用権の継続の認定を含む。以下「旧承継許可等」という。)を受けている者は、この条例による改正後の尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第4項に規定する許可使用者(以下「許可使用者」という。)とみなす。この場合において、同項並びに改正後の条例第22条第1項(同項第4号に該当する場合に限る。)及び第2項の規定は、適用しない。

- 3 前項の規定により許可使用者(尼崎市弥生ヶ丘墓園の墓地の許可使用者に限る。)とみなされる者に対する改正後の条例第15条の規定の適用については、同条第1項中「当該使用許可日の属する年度の翌年度の4月1日」とあるのは「その旧使用許可(尼崎市墓園条例の一部を改正する条例(平成22年尼崎市条例第56号)付則第2項に規定する旧使用許可をいう。以下同じ。)(旧承継許可等(同項に規定する旧承継許可等をいう。以下同じ。))を受けている者にあつては、当該旧承継許可等に係る旧使用許可)を受けた日から起算して50

年を経過する日(以下「経過日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日(経過日が平成23年4月1日前である場合は、同日)」と、同条第2項中「使用許可日又は返還日等」とあるのは「返還日等」と、「使用許可日が月の中途であるときはその日を当該月の1日と、返還日等が月の中途であるときは」とあるのは「返還日等が月の中途であるときは、」とする。

4 改正後の条例第24条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第1項各号のいずれかに該当することとなる墓地について適用し、この条例の施行の際現に改正前の条例第18条第1項の規定によりその使用権が消滅している墓地で、同条第2項の規定による改葬又は移転が行われていないものについては、なお従前の例による。

5 第2項から前項までに規定するもののほか、施行日前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例中これに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によってなされたものとみなす。

6 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

別表

(昭52条例14・全改、昭56条例36・昭61条例41・昭63条例32・平6条例16・一部改正、平13条例19・全改、平22条例56・一部改正)

墓地	金額(1平方メートルにつき)
区画の面積が3平方メートル以下のもの	209,000円
区画の面積が3平方メートルを超え6平方メートル以下のもの	223,000円
区画の面積が6平方メートルを超え10平方メートル以下のもの	237,000円
区画の面積が10平方メートルを超えるもの	345,000円